

診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会における法令関連の改正に関するQ & A

令和3年3月31日

○ 本Q & Aについて

診療放射線技師学校養成所指定規則については、平成13年にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われませんでした。この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大などにより、診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化しました。このような状況を踏まえ、質の高い診療放射線技師を育成するため、平成30年3月から「診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和元年11月18日に報告書を取りまとめ、令和3年3月31日に診療放射線技師学校養成所指定規則を改正し、診療放射線技師養成所指導ガイドラインを定めました。

本Q & Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したので、下記の事項にご留意願います。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	2
【2. 専任教員の要件について】	5
【3. 臨床実習の在り方について】	6
【4. 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて】	9
【5. その他】	11

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 診療画像技術学・臨床画像学について

問1－診療画像技術学・臨床画像学において、撮影に必要な知識・技術として「正常所見、代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容にすればよいのか。

(答) 正常所見とともに、臨床において検査頻度の高い代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見を提示した講義及び演習を行うこと。

○ 核医学検査技術学について

問2－核医学検査技術学において、撮影に必要な知識・技術として「正常所見、代表的な異常所見」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容にすればよいのか。

(答) 正常所見とともに、臨床において検査頻度の高い代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見を提示した講義及び演習を行うこと。

○ 放射線安全管理学について

問3－放射線安全管理学の教育の目標にある「事故の対策、発生時の対応等、問題解決能力を養う」と、医療安全管理学の教育の目標にある「医療事故や院内感染の発生原因とその対応について学習する」の違いは何か。

(答) 「医療安全管理学」では、診療における医療従事者の感染予防や検査に伴う副作用対応など他の医療従事者と共通した、医療安全に関する幅広い事項（放射線障害に関する事項を除く。）を主に学習する。「放射線安全管理学」では、放射線の取扱いに関する安全を担保する管理能力を修得する。

○ 医療画像情報学について

問4－医用画像情報学から医療画像情報学に変更されたが、教育内容に変更はあるのか。

(答) 画像情報として医療以外の分野が主体的に関わる表現から、主体を「医療」に絞った名称に変更したもの。教育内容については、教育の目標の見直しを行い、医療画像情報の基礎、医療画像に用いられる画像処理及び画像評価、医療情報システムの構成と運用に必要な知識を学習することとしている。

○ 実践臨床画像学について

問5－実践臨床画像学では、注腸や抜針の他、チーム医療、患者対応、検査説明、医療情報の取扱い等と幅広い内容としているが、実践的な学習とは、具体的にどのような講義内容にすればよいのか。

(答) シミュレータ等を用いた手技や模擬患者及びそのカルテ情報等を用いたトレーニング等による講義及び演習により実践的な知識を得る。

問6－実践臨床画像学で手技に関する能力の実践的な学習は、どの程度の時間数が想定されているか。

(答) 学生が臨床実習に臨むにふさわしい知識・技能等を備えられるよう、各養成施設において柔軟に実施していただきたい。

問7－臨床実習前の評価は、教育の内容のどこで行うこととすべきか。

(答) 実践臨床画像学の教育の目標において「病院等で臨床実習を行うのにふさわしい技能や医療者としての態度を身につける。」とお示しており、臨床実習前の評価については実践臨床画像学において行うこととしている。

問8－実践臨床画像学が、機器、チーム医療、抜針・カテーテル操作、安全管理など多岐にわたる項目を必修化して2単位追加による新設とされたが、シラバス等ではこれらの内容がわかるよう明記すれば既存の科目の読み替えでよいか。あるいはこれらの項目をオムニバスで講義する2単位分の科目を新たに設定する必要があるか。

(答) 今回追加した教育内容について、シラバス等では必ずしも新たに科目として設定する必要はないが、ガイドラインにおいて教育内容及び目標としてお示した内容をカリキュラムにおいて教授すること。

○ 臨床実習について

問9－臨床実習を通年の科目として申請してよいか。

(答) 臨床実習前の評価を行うこととなる実践臨床画像学の修得の後であれば、各養成施設において最も教育効果が高いと思われるカリキュラムとして、通年科目としても差し支えない。

○ 教育の内容について

問10－臨床実習開始前に学内で超音波装置や無散瞳眼底撮影、MRIを使った学生同士の撮影技術の訓練をすることは法に触れないか。

(答) 治療の一環として、超音波装置や無散瞳眼底撮影、MRIによる検査を行うことは、医師行為に該当するものであり、無資格者が反復継続する意思をもって行えば、医師法第17条違反に該当する。

一方で、形式的には構成要件に該当する場合でも、【ア】目的が正当であること、【イ】用いる手段が相当であること、【ウ】その行為によって引き起こされる法益侵害よりも得られる利益が大きいこと、【エ】法益侵害の相対的警備性、【オ】必要性・緊急性を満たしていれば、違法性が阻却される場合がある。

当該行為の違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、少なくとも以下の条件を満たす場合には、医師法第17条における違法性が阻却され得ると考えられる。

① 学生に実習の必要性がわかるように十分説明した上で、同意を得ること。

※学生が拒否することによって教育を受ける権利を損なうことがないように配慮しなければならない。

※必要不可欠な学習であることから、必ずしも同意書を取り交わすことまでは必要ない。

② 学生が必要な技術を修得する上で、必須の学習であり、正当な目的を有するこ③学生の安全の確保に努めた上で手段が相当であること。

具体的には、

- ・ 事前に実践可能なレベルにまで技術を修得させてから臨ませるなど、実施する行為による身体的な侵襲性が相対的に小さいこと。
 - ・ 教員、指導者等の助言・指導のもとで実施できるような指導体制が確立していること。
 - ・ 事故発生時の連絡体制や対応方法、任意保険への加入などの危機管理体制に加え、責任の所在を改め明確にしておくなど、事故の予防及び発生時の対応が確立していること。
- が求められる。

【2. 専任教員の要件について】

○ 専任教員の要件について

問 11－専任教員の要件となる「5年以上の実務経験」とは、臨床業務に従事した期間の合計と考えてよいか。教員として採用されてからの期間も含めて考えてよいか。

(答) 診療放射線技師として、法第2条第2項に規定する業務を業として5年以上行ったものとしており、教員としての期間は含まない。

問 12－専任教員の要件となる「5年以上の実務経験」の従事期間確認方法として、病院長等の臨床従事許可書や人事系の勤務記録の提出を義務付けはあるのか。

(答) 経歴については各養成施設で定める方法にて確認すること。

問 13－今後、専任教員の要件に専任教員養成講習会の受講などが課されることがあるのか。

(答) 専任教員の要件として専任教員養成講習会の受講などを課すべきかについては、今回の検討に当たって議論していないが、次回見直しの際に、必要に応じて検討してまいりたい。

【3. 臨床実習の在り方について】

○ 臨床実習施設の要件について

問14—教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が「配置されていることが望ましい」とされているが、今後、配置が必須となるのか。

(答) 今回のとりまとめにおいては努力規定としており、配置の必須化については、5年後を目処とした次回の見直しの際に検討する。

問15—臨床実習指導者は免許を受けた後5年以上実務に従事した者とあるが、産休、育休取得者、休業期間中、時短勤務者、非常勤・パート・アルバイト勤務者等はどのように考えればよいか。また、実務には、例えば行政における業務や企業・大学における研究・開発業務も含まれるのか。

(答) 勤務形態による制限はなく、診療放射線技師として臨床実習の中で指導することとなる業を5年以上実務の中で経験したものであり、行政における業務や企業・大学における研究・開発業務は含まれない。

○ 臨地実習指導者講習会について

問16—教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとされているが、この教員の資格とは、具体的に何を指しているのか。

(答) ここで示す教員の資格とは、大学設置基準第14条～17条、短期大学設置基準第23条～26条、専修学校設置基準第41条に規定するものを指す。

問17—教員が臨床実習の指導を行う場合に、臨床実習指導者講習会を受講する必要はあるか。

(答) 教員の資格を有する診療放射線技師については、臨床実習の指導を行うにあたり臨床実習指導者講習会の受講を求めている。

問18—教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとされているが、新カリキュラム適用日以前に公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を修了した者は、新カリキュラム適用日以降も臨床実習指導者講習会を修了した者とみなされるのか。

(答) 新カリキュラム適用日以前に公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を修了した者は、新カリキュラム適用日以降も臨床実習指導者講習会を修了した者とみなす。

問19—教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定め

る基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとされているが、実習指導者としての指導経験年数が長い者や、過去に日本放射線技師会が実施した臨床実習指導者講習会に参加し認定を受けた臨床実習指導者で、公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を受けていない者は、臨床実習指導者講習会を修了した者とみなされるのか。

(答) 新カリキュラム適用日以前に開催された講習会の受講をもって、新カリキュラム適用日までの間に臨床実習指導者講習会を修了した者とみなすのは、検討会報告書で示された公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を修了した者のみである。よって、実習指導者のこれまでの指導経験年数が長い者や、過去に日本放射線技師会が実施した臨床実習指導者講習会に参加し認定を受けた臨床実習指導教員で公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を受けていない者については、厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」の受講修了を免ずる対象とはならない。

問 20—ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行ってよい講義とはどのようなものか。

(答) ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で実施可能と考えられるテーマについては、当該形式により講義を行って差し支えない。なお、その場合、ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施することが求められる。

一方で、指導者講習会のテーマ③～⑥については、例題を活用し参加者で意見を出し合いながら講義を進行させる講義内容とすることを想定しており、対面による実施を軸とすることが望ましい。

○ 臨床実習における同意取得について

問 21—臨床実習の実施に当たっては、どのように患者同意を得ればいいのか。

(答) 同意の取得方法については、院内掲示のみの場合、必ずしも患者がそれらを視認するとは限らず、また、同意の意思を確認することも困難であるため、口頭又は文書での同意を得ること。なお、同意を得た後でも、患者はこれを撤回する権利がある旨も説明すること。

問 22—患者もしくは患者の保護者等の同意を得るにあたり、説明の記録や同意書等の保管は必要となるのか。

(答) 臨床実習に際し、同意の取得は必ずしも文書で行う必要はないが、明確な同意の意思を確認したのちに実習を行うこと。

○ 臨床実習の方法について

問 23—臨床実習の方法として、診療参加型臨床実習が望ましい理由は何か。

(答) 学生が医療チームの一員として、より診療の近くで実習に参加することにより、診療放射線技師として求められる技能やコミュニケーション能力、責任をより強く認識することができると思われるため。

問 24－臨床実習において、学生が実施してはならない基準はあるか。

(答) 実施に当たっては、以下の事項を遵守するものとし、これを満たす場合に限り実施すること。

- ・ 臨床実習指導者の指導・監視を必須とし、必要があれば当該行為を直ちに制止あるいは修正できるような状況で行うこと。
- ・ 臨床実習指導者の指導・監視によって、診療放射線技師が行った場合と同等の安全性と医療の質が確保されること。
- ・ 事前に患者もしくは患者の保護者等の同意を得ること。
- ・ 医療機器の安全管理に関わる問題を生じないこと。
- ・ 臨床実習生を労働力として扱うことなく、教育として適切な臨床実習を行うこと。
- ・ 臨床実習前に、学生について実技試験を含む評価を行い、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認すること。

○ 臨床実習前の評価について

問 25－臨床実習前の評価が義務付けられたが、どの程度の単位数が想定されているか。また、評価基準は養成施設ごとに定めてもよいか。

(答) 実施する単位数を含め、各養成施設で定めて実施していただきたい。なお、実施に当たっては、臨床実習前の評価は、診療放射線技師の資格のない学生が、一定の資質を備えた上で臨床実習を実施できるよう、養成施設において、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることの確認を目的として行うものであることにご留意いただきたい。

問 26－臨床実習前の評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。

(答) 臨床実習前の評価は、診療放射線技師の資格のない学生が、一定の資質を備えた上で、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認することを目的としているため、知識・技能が一定水準に満たない学生については必要な指導を行うことで、資質の向上を図っていただきたい。

【4. 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて】

○ 備えるべき備品について

問 27—養成施設に備えるべき備品から除外されたものは、各養成施設の責任のもとで廃棄してよいか。また、廃棄の時期はいつから行うことが可能か。

(答) 新たな指定規則は令和4年4月の入学生より適用となることから、令和4年3月以前の入学者である在校生に対する当該機器を使用した実習等が終了した時点で、各養成施設の責任のもとで廃棄することは差し支えない。

問 28—養成施設に備えるべき備品が同一施設の他の学科にある場合でも、専用の備品などを設置すべきか。

(答) 講義等に当たって複数の学科で当該備品の使用時期が重複するといった支障が生じることのないよう、十分調整のうえで共用することは差し支えない。

問 29—養成施設に備えるべき備品は、新カリキュラムが適用されるまでに備えなければならないのか。

(答) 令和4年度の入学生に対する教育に影響が出ないように、必要な備品などを順次備えること。

○ 備えることが望ましい備品について

問 30—「養成施設において備えることが望ましいこと」とされている備品等は、臨床実習施設と連携することで対応してよいか。

(答) 可能な限り養成施設で備えることが望ましいが、困難な場合には、学生に不利益とならないよう配慮の上、臨床実習施設と連携することで対応して差し支えない。

○ 個別備品について

問 31—1人1台とされるパソコンについては、学生私物のパソコン等を含めてよいか。

(答) 養成施設において学生1人につき1台を備えること。

問 32—磁気共鳴画像診断装置は、実験用や臨床用など、装置の規定等はあるか。

(答) 磁気共鳴画像診断装置について、装置の規定などは定めていないが、学生に不利益とならないよう配慮の上、備えること。

問 33—乳腺ファントム、CTファントム、MRIファントムとは、どのようなものを想定しているのか。

(答) 乳腺ファントムは診療放射線技師用トレーニングベストを示しており、CT及びMRIファントムは、CTDI測定用ファントムやQC用ファントムを示している。

問 34—放射線防護用具（X線防護眼鏡を含む）は、一般的な一式を必要数備えればよいか。

(答) それぞれで必要数備えること。

問 35－CT・MRI 用 3 次元画像処理ソフトウェアとは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答) CT や MRI 画像を用いた 3 次元画像処理 (MPR、CPR、ボリュームレンダリング、サーフェスレンダリング、CT コロノスコーピーなど) をするソフトウェアを想定している。

【5. その他】

○ カリキュラムの見直しについて

問 36—新カリキュラム適用から5年を目処として、新たな見直しの必要性についての検討が望まれると記載されているが、5年では入学したものが卒業後1-2年であり判断が難しいのではないか。

(答) 診療放射線技師の教育に係るカリキュラム等については、今後の国民の医療ニーズの増大と多様化等に伴う役割の変化も踏まえ、必要に応じて検討して参りたいと考えているが、まずは5年後を目途に、今回の改正の評価や今回の報告書において課題とされた事項等について検討したいと考えている。

○ 新カリキュラムに係る変更申請の時期について

問 37—令和4年度入学生から新カリキュラムの適用が予定されているが、カリキュラムに係る変更申請はいつまでに行えばよいのか。

(答) 各校には科目の変更時に提出いただいているものと同様の形式にて、今回もご提出いただくことを予定している。申請に関する通知案内は学校養成所指定規則及び関係告示の改正後の3月末頃を予定しているため、お待ちいただきたい。

なお、先日、当省の医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会中間取りまとめが行われたことから、今後これを踏まえて関係法令の改正が実施された場合には、それに応じて、カリキュラムの見直しを検討することとなる。